２　前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二　（略）

三　漁業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　（略）

ロ　その就任の前五年間当該漁業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　（略）

四　水産加工業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　（略）

ロ　その就任の前五年間当該水産加工業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　（略）

（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
（略）	（略）
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）
別表第二（第五条関係）	**別表第二**（第五条関係）
（略）	（略）
水産業協同組合法	水産業協同組合法
第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含